

令和4年度静岡県富士山におけるスクリーニング及び富士山保全協力金受付業務仕様書

1 事業名

令和4年度静岡県富士山におけるスクリーニング及び富士山保全協力金受付業務

2 事業期間

契約日から令和4年12月28日（水）まで

3 事業の目的

富士山において新型コロナウイルスの感染を防止するため、シャトルバス乗換駐車場及び登山道入口において、来訪者へのスクリーニング（検温及び体調確認）に係る業務を委託する。

併せて、富士山の顕著な普遍的価値を後世に継承するため、富士山の環境保全、登山者の安全対策等を目的に、富士山保全協力金（以下協力金）受付業務を委託する。

4 委託業務の概要

(1) 事前準備

ア 現地検査員の募集

スクリーニング及び富士山保全協力金への協力の呼びかけ等を実施し得る者を選定すること。

イ 現地検査員への研修

- ・スクリーニングの実施方法及び新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合の対応等に関する研修を実施すること（実施方法については、県と相談すること）。
- ・富士山の利用者負担制度、安全登山、顕著な普遍的価値、接遇等に関する研修を実施すること（実施方法については、県と相談すること）。
- ・協力金は、現金、クレジットカード、電子マネー及びQRコード決済（以下「キャッシュレス決済」）により受け付けるため、必要な端末操作研修を実施すること。

(2) 業務実施場所及び期間等

ア 場所：以下の5ヶ所

- ・富士宮口五合目
- ・御殿場口五合目
- ・須走口五合目
- ・水ヶ塚駐車場
- ・須走口マイカー規制乗換駐車場

イ 期間

令和4年7月10日（日）から令和4年9月10日（土）まで

※7月10日（日）、7月15日（金）から18日（月）まで、7月22日（金）から24日（日）まで、7月29日（金）から7月31日（日）まで、8月5日（金）から7日（日）まで、8月11日（木）から8月14日（日）まで、8月19日（金）から21日（日）まで、8月26日（金）から28日（日）まで、9月2日（金）から4日（日）、9月9日（金）から10日（土）まで計29日間を繁忙日とする。

ウ 実施時間及び実施体制

別紙1のとおり

エ 人員配置

- ・乙は、人員配置表を甲に提出すること。
- ・乙は、収納場所毎に責任者を指名すること。
- ・各受付場所の責任者は、携帯電話等で互いに連絡を取り合い、道路状況を把握すること。

(3) 業務概要

ア スクリーニング

(7) 対象者

場所	対象
富士宮口五合目	富士山五合目から先に立ち入る来訪者 (水ヶ塚駐車場又は須走マイカー規制乗換駐車場においてスクリーニングを受けた者を除く)
御殿場口五合目	
須走口五合目	
水ヶ塚駐車場	シャトルバス、シャトルタクシーに乗車する者
須走口マイカー規制乗換駐車場	
富士宮口旧料金所	通過する者

(4) 業務内容

- 対象者への検温（医療用かつ非接触型検温器による）及び体調確認を行うこと。
- 対象者への検温は自立型検温器もしくは、手動であれば手首での計測を行う。
- 体調確認は、接触や会話を最小限に止めるため、ラミネートした体調確認シートを対象者へ見せ、該当項目がないかを確認するなどスムーズに体調確認ができる体制で実施すること。また、スクリーニング現場以外において、県が用意したシステムを対象者のスマートフォンに入力するよう呼び掛け、入力後のスマートフォン画面の確認でも可とする。
- 対象者が使用した記載台や筆記用具等は、消毒を行うこと。
- 密が生じないように、対象者間の距離を2m以上確保し、必要に応じ間隔を示す目印等を設置すること。
- 以下の項目のいずれかに該当する者は、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者とし、登山の中止を呼び掛けるとともに、医療機関への受診や発熱等受診相談センターへの相談を促すこと。

- 検温の結果、平熱比+1℃以上（平熱が不明な場合には、37.5℃以上）の発熱がある
- 安静時、頻呼吸（24回/分）を伴う息苦しさ（呼吸困難）がある
- 強いだるさがある
- 咳がある
- 味や臭いを感じない・感じにくい
- その他体調が優れない

- 以下の項目（参考）のいずれかに該当する者は、帰宅を促すなど、時勢に合わせた対応を別途調整すること。

- （参考：昨年度基準）
- 登山前14日以内に以下の項目のいずれかに該当する者は、帰宅を促すこと。
 - 感染確定者又はその濃厚接触者と接した
 - 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域へ訪問した、または当該在住者と濃厚接触した
 - 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から、または経由して日本に到着した

- 必要に応じて、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者に対して医療用マスク及び手袋を交付し、着用を促すこと。
- スクリーニングの結果問題がなかった者に対しては、検査済であることを示すリストバンドを交付し、着用を促すこと。なお、県が協定を結んだ宿泊業者には事前にリストバンドを配布し、在庫を管理すること。県が協定を結んだ宿泊業者はスクリーニングを実施し、対象者へリストバンドを交付する。
- 毎日、日報（様式1）に、リストバンドの交付数、対応状況等を記載し、委託者へ提出すること（県が協定を結んだ宿泊業者に事前交付した分を含む）。

イ 協力金受付業務

(ア) 対象者

富士山五合目から先に立ち入る来訪者（対象者以外の任意の寄附者を含む）

(イ) 金額 基本 1,000 円（任意）

(ウ) 業務内容

a 協力金制度についての啓発等

- ・ 来訪者に対し、おもてなしの心を持って、親切丁寧に協力金の協力を呼びかける
- ・ 協力金の趣旨等の説明、チラシの配布
- ・ 今後の協力金受付体制に係るアンケート調査等への協力

b 登山者への環境保全、安全対策に関する啓発等

- ・ 登山者の安全対策に関するチラシの配布

c 協力金の受納等

- ・ 現金により受納する場合は、領収書を渡すこと。
- ・ 県が契約する指定納付受託者のシステムを使い、キャッシュレス決済の代理納付の申出を受け付け、レシートプリンターによる利用票を渡すこと。（領収書は渡さない。）
- ・ 領収書が必要な場合は、現金で支払うように案内すること。
- ・ 協力金の納付者に対し、協力者証（缶バッジ）を渡し、協力者証を見える位置（帽子等）につけるよう呼びかけること。
- ・ 協力金をコンビニエンスストア等で事前に支払った者のうち、現地でのグッズ受け取り希望者に対し、事前支払いされていることを確認後、協力者証を渡し、協力者証を見える位置（帽子等）につけるよう呼びかけること。
- ・ 現金で支払った人のうち税額控除のための証明書の発行希望者には、下山後に静岡県富士山世界遺産課へ連絡するよう案内すること。なお、現金以外の支払い者には、税額控除のための証明書が出せないことを案内すること。
- ・ 領収書の控えと領収額を突合の上、日計表に記載し、領収書及び富士山保全協力金等を適正に管理すること。
- ・ 協力金を保管するための口座（無利息型）を開設し、領収した日（領収した日に入金できなかった場合は、その翌営業日）に全額入金すること。
- ・ 毎日、受付金額日報（様式2）に領収書の発行枚数、領収額、協力者数、キャッシュレス受付件数等を記載し、委託者へ提出すること。また、受付現場の様子を日報（様式1）に記載し、委託者へ提出すること。
- ・ 月ごとに実績を取りまとめ、委託者が指定する様式により報告書（領収書の発行枚数、領収額等）を翌月 10 日まで（9 月分については 9 月 20 日まで）に委託者及び静岡県会計管理者へ提出すること。
- ・ 委託者から納付書を受け取った場合は、速やかに納付すること。

(4) 業務実施に係る備品等の準備

ア 各業務場所において、受付小屋を用意し、設置、撤去を行うこと。

ただし、水ヶ塚駐車場及び須走ロマイカー規制乗換駐車場の受付小屋の設置及び撤去に当たっては、富士山スカイラインマイカー規制乗換駐車場運営協議会及び富士山須走口適正利用推進協議会と調整を行うこと。

項目	内容
仕様	<p>①コンテナハウス (2.9坪程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規格：株式会社アクティオ製型式 NA6 02900 型と同等品 ・ サイズ：幅 4.590m、高さ 2.575m、奥行き 1.900m 程度 ・ 色：屋根 (焦げ茶色)、壁面 (焦げ茶色又は茶系色) ・ 数量 合計 4基 <ul style="list-style-type: none"> 御殿場口五合目 1基 須走口五合目 1基 須走ロマイカー規制乗換駐車場 2基 <p>②コンテナハウス (2.0坪程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規格：株式会社アクティオ製型式 NA6 02000 型と同等品 ・ サイズ：幅 3.740m、高さ 2.575m、奥行き 1.800m 程度 ・ 色：屋根 (焦げ茶色)、壁面 (焦げ茶色又は茶系色) ・ 数量 合計 3基 <ul style="list-style-type: none"> 富士宮口五合目 1基 水ヶ塚駐車場 2基
設置及び撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置：令和4年7月1日 (金) から令和4年7月9日 (土) までに実施 ・ 撤去：令和4年9月11日 (日) から令和4年9月19日 (月) までに実施

イ 領収書、富士山保全協力金の記念品 (缶バッジ) (以下、「記念品」) は、甲が製作する。

ウ 協力者への配布物 (缶バッジ等) の在庫は、受託者が適切に管理すること。

(缶バッジ、協力金チラシ、リストバンドなどで160サイズの段ボール箱50箱程度)

エ 静岡県庁に保管している備品の運搬を実施すること。

オ 甲が契約した事業者から、記念品が納品された場合、保管・在庫管理を行うこと。

カ スクリーニングの動線ごとに検温に係る非接触型検温器を用意すること。

キ スマートフォン所有者がシステムの利用に当たり読み取りを行うQRコードをスクリーニング場所に掲示すること。

ク 対象者が記載台や筆記用具等の使用前に手指の消毒ができるよう、消毒液の配置を行うこと。

ケ 検査済であることを示すリストバンドについては、委託者に相談の上、作成すること。

コ キャッシュレス決済に必要となる、iPad (通信サービス付) 及びレシートロール紙を用意すること。また、常時使用可能になるようにバッテリーを併せて準備すること。

(5) 服装

- ・ ビブス、腕章は県が用意する。その他の服装については、協力金を取り扱う者にふさわしい清潔感のあるものとし、各収納場所での収納事務に耐え得るものとする。

(6) その他

ア 現地検査員等の新型コロナウイルス感染防止対策

- ・ 現地検査員の出勤前の検温及び体調確認を徹底し、発熱がある場合や体調が優れない場合には業務に従事させず、医療機関への受診や発熱等相談センターへの相談を促すこと。
- ・ 現地検査員は、マスク等を着用し、業務を行うこと。
- ・ スクリーニング及び協力金の受付の際に、対象者に対してマスクの着用を呼び掛けるとともに、対面接触を避けるなど、感染リスクの低減に努めること。

イ その他

- ・ 荒天時は、現地業務を中止する。

- ・個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ・実施に当たっては、委託者と十分に打合せを行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染状況や契約後の事情により、受付体制の変更や契約を解除することがある。

5 苦情及び緊急事態等の対応

- ・乙は、登山者からの苦情等の対応をすること。このため、業務実施場所に苦情等の受付連絡先を表示すること。
- ・乙は、協力者等からの苦情等の対応を行った場合、その内容（受付時間・受付者・内容・対応方法等）を受付日誌（別紙様式3）に記録を取るとともに、その記録を速やかに甲に送付する。この場合、協力者の個人情報の記録については、協力者の了解のもと行い、その取扱いについては、十分注意すること。
- ・乙は、緊急事態が発生した場合には、速やかに責任者に連絡をし、責任者は甲の指示を受け対応する。
- ・緊急事態が発生した場合には、その時間や対応者・内容・対応方法等の記録を様式3に記録を作成し速やかに甲に提出すること。この場合、関係者の個人情報の取り扱いについては、充分注意すること。

別紙

登山口	富士宮口		須走口		御殿場口
	五合目	旧料金所	水ヶ塚	五合目	
業務場所	五合目	旧料金所	水ヶ塚	五合目	五合目
実施期間	7/10～9/10		7/10～9/10		7/10～9/10
実施時間	4時～21時	21時～4時	5時～17時	4時～21時	4時～21時
	スクリーニング 協力金受付	スクリーニング	スクリーニング 協力金受付	スクリーニング 協力金受付	スクリーニング 協力金受付
実施業務	スクリーニング 協力金受付	スクリーニング	スクリーニング 協力金受付	スクリーニング 協力金受付	スクリーニング
	3人	1人	4人 繁忙日午前7人 繁忙日午後6人	3人	3人
検査員 (人数)	3人	1人		3人	2人
現場責任者 (人数)		1人		1人	1人
					21時～4時 繁忙日のみ

- ・ 上記体制を基本とするが、委託者と協議の上、予算の範囲内において配置人数の変更、検査時間の変更を行うことを可能とする。
- ・ 検査員、現場責任者の配置人数は、総人数の変更がなければ、混雑状況に応じて、各実施場所への配置人数の変更を行うことを可能とする。
- ・ 緊急連絡体制を整備すること。
- ・ 現地受付委員及び監督員は、労働基準法に基づき適宜休憩をとること。食事については、適宜休憩時間中にとること。

(参考) 登山者数

https://www.env.go.jp/park/fujihakone/data/fuji_tozansha.html